

《緑育フリーマーケット出店要項》

1 出店について

- (1)参加資格は、原則18歳以上で、物品の売買に自己責任を負える方としてください。開催当日は、申込者が参加することとし、小中高校生の場合は、保護者を責任者としてください。
- (2)出店位置、レイアウトは、主催者側の決定とします。会場運営の都合上、やむを得ず出店位置等を変更する場合があります。
- (3)トラック市ではなく、陳列方式ですので、出店者側で、テント、イス、台等の必要物品を準備してください。電気・コンセントはお貸しできません。
- (4)会場内に車両を乗り入れての搬出入は、事故のないよう十分注意して行ってください。事故を起こしてしまった場合、当事者間の責任とし、主催者側は一切の責任を負いません。
- (5)会場での物品・金銭のやり取り、盗難、万引き等は十分ご留意ください。これらへの対応は、当事者間の責任とし、主催者側は一切の責任を負いません。
- (6)高額と思われる物品や保証の無い家電品・精密機器などには、十分説明を行い、後日の連絡先や領収証を発行してください。
- (7)自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは自身で処分してください。
- (8)会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用負担で原状回復してください。
- (9)主催者側の指示に従わなかった場合や本規約を守っていただけない場合、または、他に迷惑をかける行為などを行った場合は、退場していただく場合があります。

2 出店禁止品及び行為

- (1)飲食物の出店は、不可とします。
- (2)社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品、及び行為。
- (3)偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、生き物、医薬品、嗜好品。また、射幸心をあおるくじ引き類や掛け売り行為、危険物品（発火や爆発する危険のある物品、刃物類、モデルガン等）、反公序良俗品（アダルト関連、青少年の健全育成に反する物等）
- (4)ブースのはみ出し、及び強引な販売行為
- (5)その他主催者が不適当と判断したものの販売、行為

3 開催中止について

- (1)気象状況等により、開催が中止となる場合があります。
- (2)上記、気象状況が急変する場合の対策については、出店者が行ってください。
- (3)開催が中止になったことによる間接的損害等は、主催者側は一切責任を負いません。

4 諸注意

- (1)本規約に違反するなど問題が生じた場合、主催者側の判断で今後の出店をお断りします。
- (2)出店申込書により把握した個人情報の取扱いについては、適正に処理し、上記の目的以外には一切使用しません。